住宅の応急修理にかかる工事例

- 1 典型的な応急修理の工事例
 - ① 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材変更を含む。)
 - ② 傾いた柱の家起こし (筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。)
 - ③ 破損した柱梁等の構造部材の取替
 - ④ 壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修を含む。)
 - ⑤ 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに 壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。)
 - ⑥ 壊れた基礎の補修 (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。)
 - ⑦ 壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む。)
 - ⑧ 壊れた給排気設備の取替
 - ⑨ 上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。)
 - ⑩ 電気,ガス,電話等の配管の配線の補修(スイッチ,コンセント,ブラケット,ガス 栓,ジャックを含む。)
 - ① 壊れた便器,浴槽等の衛生設備の取替(便器はロータンクを含むが,洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床,壁の補修を含む。)
- 2 応急修理の基本的考え方
 - ① 地震の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例)○壊れた屋根の補修(屋根葺き材の変更は可)
 - ○壊れた便器の取り替え(×洗浄機能等の付帯したものは不可)
 - ○割れたガラスの取り替え(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
 - ×壊れていない便器の取り替え
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
 - ② 内装に関するものは原則として対象外であるが、壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を 実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。
 - ③ 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
 - ④ 家電製品は対象外である。